#### 移動等円滑化取組計画書

令和 2年 6月 25日

住 所 神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号 事業者名 山陽電気鉄道株式会社 代表者名(役職名及び氏名) 代表取締役社長 上門 一裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
  - ・バリアフリー法に基づく駅の段差解消に向けて、一日当たりの平均利用者数が3,000人以上の全駅(49駅中23駅)のバリアフリー化(段差解消・多機能トイレまたは車いす対応型トイレの整備・触知案内図の整備ほか)を令和2年度までに完了する。
  - ・同じく3,000人未満の2駅のバリアフリー化を、令和4年度までに実施する。
  - ・老朽化した車両を、計画的にバリアフリー化された新造車両に順次更新する。(令和3年度までに59両導入)
  - ・経年 20~30 年の車両について、機器・内装の更新に合わせてバリアフリー化工事を継続的に実施する。
- (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
  - ・巡回駅(無人駅)において、事前連絡又は駅に設けたインターホンから乗降補助 の連絡があれば、近隣の主要な駅等から係員が対応する仕組みを導入しており、 これを継続する。
  - ・巡回駅 (無人駅) において、カメラおよびモニター付きのインターホンを用いて 筆談によるご案内を可能としており、これを継続する。
  - ・乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を継続的に 実施する。
  - ・すべての駅係員にサービス介助士の資格を取得させており、今後も継続して取得 させる。

# Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容	
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)	
本線の駅	・大塩駅において、橋上駅化によるバリアフリー化(エレベータ	
	一設置、多機能トイレ整備、触知案内図の設置ほか)を実施す	
	る。(平成 30 年度~令和 2 年度)	
	・林崎松江海岸駅において、構内のバリアフリー化(駅構内エレ	
	ベーター専用跨線橋の整備、多機能トイレ整備、触知案内図の	
	設置ほか)を実施する。(令和元年度~2年度)	
	・中八木駅において、改札口増設によるバリアフリー化(スロー	
	プ整備、触知案内図の設置ほか)を実施する。(令和2年度~	
	令和3年度)	
	・東須磨駅において、橋上駅構内・構外のバリアフリー化(エレ	
	ベーター設置、多機能トイレ整備、触知案内図の設置ほか)を	
	実施する。(令和2年度~令和4年度)	
車両の更新	・バリアフリー化対応した新型車両(6000系)を4編成14両導	
	入する。(令和2年度)	
	・既存車両(5000 系・5030 系)のうち、1 編成 6 両のバリアフ	
	リー化改造を実施する。(令和2年度~令和3年度)	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービス の提供	・巡回駅(無人駅)において、事前連絡又は駅に設けたインター ホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係
	員が対応する仕組みを継続する。(過年度より継続実施)
人員配置の工夫	・本線 滝の茶屋駅は、特別支援学校の最寄り駅で、朝、夕方に 視覚障害者のご利用が多いため、7時30分から19時まで駅係 員または警備員を配置して、旅客支援に対応できる体制を継続 する。(過年度より継続実施)
障害者の接遇に関する民間資格をも つ職員の配置	・全線 49 駅中、有人駅全 13 駅に、サービス介助士の資格をもつ社員を継続して配置する。(過年度より継続実施)

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

1.1	計 画 内 容
対策	(計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービス	・乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先及び駅
の提供	のインターホンの利用法を、沿線の当事者団体や協議会等にお
	いて広報し、取組の周知を継続して行う。(過年度より継続実 施)
ホームページの更 新	・ホームページでの情報提供のきめ細やかな更新を行う。(過年度より継続実施)

# ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・全ての駅係員、助役、乗務員に対して、接遇研修プログラムに準拠した研修を、年1回行う。(過年度より継続実施)
乗降補助サービス の提供	・乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を継続的に実施する。(過年度より継続実施)
障害者の接遇に関 する民間資格の取 得促進	・社員の資格取得に係る経費の全てを当社が負担し、取得促進を図る。(過年度より継続実施)

#### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・大塩駅での橋上駅化によるバリアフリー化工事に合わせて、姫路市がラッチ外に自 由通路、エレベーターおよび駅前広場を整備する。
- ・林崎松江海岸駅および中八木駅を含む地区において、明石市が「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定済みであり、当社も引き続き明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会に参加して必要な協力を行う。
- ・ウェブサイトや本社、駅、営業所等に寄せられた高齢者、障害当事者等の意見を集 約して社内で共有するとともに、特に重要な案件については社内の定例会議にて取 り上げ、対応等を協議、共有する。
- ・声掛け運動をお客さまにもご協力していただけるよう、駅・車内放送、ポスター等で協力依頼を行っている。

### IV 前年度計画書からの変更内容

_			
	対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由
	車両の更新	前年度から既存車両(5000系・	各種資材の調達難の影響に
		5030 系)1 編成 6 両のバリアフリ	よる工事工程の遅れのた
		ー化改造を実施してきたが、完了	め。
		が令和2年度となる。	

V	その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。